「最低制限価格の設定等について」新旧対照表

改　正　後	現　　行
１～２　略 ３　最低制限価格算出等 (1) 請負対象額３千万円未満の建設工事の最低制限価格（税抜き）の算出については，次の式による。 　なお，最低制限価格（税抜き）の設定の単位については，千円単位とし，千円未満を切り捨てるものとする。 「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」 　最低制限基本価格（税抜き）の算出については，次のイ～ハの式によるものとし，ランダム係数の算出については別に定める。 　なお，最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については，千円単位とし，千円未満を切り捨てるものとする。 　ただし，この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の9.2／10を超える場合は，予定価格の9.2／10を最低制限基本価格とし，予定価格の7.5／10に満たない場合は予定価格の7.5／10を最低制限基本価格とする。 イ　土木工事，電気通信設備工事及び機械設備工事 　「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68」 ロ　建築工事 　「(直接工事費×0.9）×0.97＋共通仮設費×0.9＋（直接工事費×0.1＋現場管理費）×0.9＋一般管理費等×0.68」 ハ　積算体系が２種以上の工事内容からなる工事については，その主たる工種の算式で算定する。 (2) １(1)～(7)の業務委託の最低制限価格（税抜き）の算出については，次の式による。 　なお，最低制限価格（税抜き）の設定の単位については，千円単位とし，千円未満を切り捨てるものとする。 「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」 　最低制限基本価格（税抜き）の算出については，次のイ～トの式によるものとし，ランダム係数の算出については別に定める。 　なお，最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については，千円単位とし，千円未満を切り捨てるものとするが，最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の2／3である場合は千円未満を切り上げる。 　ただし，イ，ロ及びへの業務においては，この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の8.5／10を超える場合は予定価格の8.5／10を，予定価格の2／3に満たない場合は予定価格の2／3を最低制限基本価格とし，ハの業務においては，この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の9.2／10を超える場合は予定価格の9.2／10を，予定価格の7.5／10に満たない場合は予定価格の7.5／10を最低制限基本価格とし，ニ，ホ及びトの業務においては，この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の8／10を超える場合は予定価格の8／10を，予定価格の2／3に満たない	１～２　略 ３　最低制限価格算出等 (1) 請負対象額３千万円未満の建設工事の最低制限価格（税抜き）の算出については，次の式による。 　なお，最低制限価格（税抜き）の設定の単位については，千円単位とし，千円未満を切り捨てるものとする。 「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」 　最低制限基本価格（税抜き）の算出については，次のイ～ハの式によるものとし，ランダム係数の算出については別に定める。 　なお，最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については，千円単位とし，千円未満を切り捨てるものとする。 　ただし，この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の9.2／10を超える場合は，予定価格の9.2／10を最低制限基本価格とし，予定価格の7.5／10に満たない場合は予定価格の7.5／10を最低制限基本価格とする。 イ　土木工事，電気通信設備工事及び機械設備工事 　「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.55」 ロ　建築工事 　「(直接工事費×0.9）×0.97＋共通仮設費×0.9＋（直接工事費×0.1＋現場管理費）×0.9＋一般管理費等×0.55」 ハ　積算体系が２種以上の工事内容からなる工事については，その主たる工種の算式で算定する。 (2) １(1)～(7)の業務委託の最低制限価格（税抜き）の算出については，次の式による。 　なお，最低制限価格（税抜き）の設定の単位については，千円単位とし，千円未満を切り捨てるものとする。 「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」 　最低制限基本価格（税抜き）の算出については，次のイ～トの式によるものとし，ランダム係数の算出については別に定める。 　なお，最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については，千円単位とし，千円未満を切り捨てるものとするが，最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の2／3である場合は千円未満を切り上げる。 　ただし，イ，ロ及びへの業務においては，この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の8.5／10を超える場合は予定価格の8.5／10を，予定価格の2／3に満たない場合は予定価格の2／3を最低制限基本価格とし，ハの業務においては，この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の9.2／10を超える場合は予定価格の9.2／10を，予定価格の7.5／10に満たない場合は予定価格の7.5／10を最低制限基本価格とし，ニ，ホ及びトの業務においては，この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の8／10を超える場合は予定価格の8／10を，予定価格の2／3に満たない

場合は予定価格の2／3を最低制限基本価格とする。 イ　測量 「直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.55」 ロ　地質調査 「直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.6」 ハ　屋外での作業を主とする維持管理業務 「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×**0.68**」 ニ　土木関係建設コンサルタント業務 「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.48」 ホ　建築関係建設コンサルタント業務 「直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6」 ヘ　公共嘱託登記土地家屋調査士業務 「直接**業務**費＋諸経費×0.3」 ト　補償関係建設コンサルタント業務 「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.45」 ４　実施時期 **令和４年５月１日**以降に入札公告及び指名通知を行う案件から適用する。	場合は予定価格の2／3を最低制限基本価格とする。 イ　測量 「直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.55」 ロ　地質調査 「直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.6」 ハ　屋外での作業を主とする維持管理業務 「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×**0.55**」 ニ　土木関係建設コンサルタント業務 「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.48」 ホ　建築関係建設コンサルタント業務 「直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6」 ヘ　公共嘱託登記土地家屋調査士業務 「直接**人件**費＋諸経費×0.3」 ト　補償関係建設コンサルタント業務 「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.45」 ４　実施時期 **平成３１年５月１日**以降に入札公告及び指名通知を行う案件から適用する。